

外国公務員贈賄罪 (外国公務員不正利益供与罪)

不正競争防止法
第18条・第21条第2項第7号

OECD外国公務員贈賄防止条約
<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/oecdantibriberyconvention.htm>

外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をする 것을 禁止

■ 外国公務員贈賄防止指針（令和3年5月改訂）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html

■ 外国公務員贈賄防止指針のてびき（令和3年5月公表）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/zouwai_shishin_tebiki20210512.pdf

刑事規定（第18条第1項）

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

→罰 則 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（又はこれの併科）（第21条第2項第7号）
法人両罰は3億円以下の罰金（第22条第1項第3号）

「外国公務員等」の定義（第18条第2項）

- 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者（第1号）
- 外国の政府関係機関の事務に従事する者（第2号）
- 外国の公的な企業の事務に従事する者（第3号）
- 公的国際機関の公務に従事する者（第4号）
- 外国政府等から権限の委任を受けている者（第5号）

不正競争防止法第18条第2項第3号の外国公務員等を政令で定める者を定める政令（平成13年政令第388号）参照。
例えば、一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、出資の過半数を所有している場合などがあります。

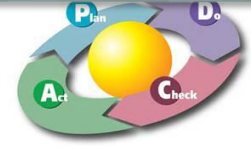
金銭や物品が少額であるからといって、処罰を免れるというわけではありません。



海外事業展開において賄賂提供は必要悪だ、という時代はすでに終わりました！



外国公務員贈賄リスクの管理を、海外子会社、海外支店に丸投げしたままで大丈夫ですか？



断固として贈賄要求は拒絶しましょう！！

外国公務員贈賄防止に関するパンフレット「海外進出する企業必見 外国公務員贈賄罪を知っていますか？」
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/damezowaipamph.pdf)

事例(刑事)

東京都に本店を置く鉄道コンサルタント事業等を営む株式会社の元社長ら3名が、いずれも被告会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、対ベトナム円借款「ハノイ市都市鉄道1号線建設事業」に関し、ベトナム鉄道公社関係者に約7000万円の日本円を、また、対インドネシア円借款「ジャワ南線複線化事業」に関し、インドネシア運輸省鉄道総局関係者に合計約2000万円相当の金銭（日本円及びルピア）を、ウズベキスタン円借款「カルシ・テルメズ鉄道電化事業」に関し、ウズベキスタン鉄道公社関係者に約5477万円相当の金銭（米国ドル）をそれぞれ供与した。

同事案においては、被告人3名に対し、元社長に懲役2年（執行猶予3年）、元国際部長に懲役3年（執行猶予4年）、元経理担当取締役兼取締役に懲役2年6か月（執行猶予3年）、被告会社に対し9000万円の罰金が科された。

（JTC事件－東京地判平27.2.4）

事例(刑事)

タイ王国で火力発電所の建設工事を請け負っていた日本企業の元執行役員等の3名が、タイ王国の公務員に対し、許可条件違反を黙認し、仮橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの意図の下に、約3,993万円相当の現金（タイバーツ）を供与した。

同事案においては、被告人2名に懲役1年6月（執行猶予3年）、懲役1年4月（執行猶予3年）が科された。なお、合意制度が適用された結果、会社は刑事訴追を受けていない。

（三菱日立パワーシステムズ事件－東京地判平31.3.1）

1. 外国公務員贈賄防止指針について

- ・国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として策定しており、防止体制の構築のためのベストプラクティスを例示している。

2. 企業における外国公務員贈賄防止体制について

(1) 基本的考え方

- －国内外の関係法令を遵守し、企業価値を守るために、外国公務員贈賄防止体制を構築・運用することが必要とされる。
- －「法令を遵守する」という経営トップの姿勢・メッセージが重要。「賄賂は会社のためになる」という従業員の誤った認識を断ち切るため、経営トップの姿勢が全従業員に対して明確に、繰り返し示されることが効果的である。
- －進出国、事業分野別のリスク及び贈賄提供に利用されやすい行為類型を勘案した「リスクベース・アプローチ」により、高リスク行為に対する対策を重点的に実施し、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容される。
- －親会社は、企業集団に属する子会社において、リスクの程度を踏まえた防止体制が適切に構築され、また、運用されることを確保する必要がある。

(2) 企業が目標とすべき防止体制の在り方

- －各企業における具体的な防止体制の構築・運用の内容については、その事業実態に応じたリスクの大小や見込まれる効果を踏まえた、役員等の広い裁量に委ねられる。
- －防止体制に望ましい要素は、以下のとおり。
 - ① 目先の利益より法令を遵守する、外国公務員贈賄罪に当たる行為を行わないという基本方針の策定
 - ② 高リスク行為について、リスクベース・アプローチに基づき社内手続や判断基準等の社内規程の策定※
 - ③ 社内の役割分担、権限及び責任が明確となるよう、企業規模等に応じ、内部統制を踏まえた組織体制の整備
 - ④ 社内における教育活動の実施
 - ⑤ 防止体制が機能しているかの監査の実施
 - ⑥ 監査結果を踏まえ、経営者やコンプライアンス責任者等による防止体制の見直し

※なお、スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）は、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当しうることから、SFPを原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい。

(3) 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方

- － 防止体制の構築・運用を推進する子会社の範囲やその内容についてもリスクベース・アプローチを適用することが必要とされる。
- － 子会社が自律的に防止体制を構築・運用することが原則であるが、必要な場合には親会社はリソースの補完、防止体制構築・運用の主導をすることが必要とされる。
- － M&Aの際には、リスクベースアプローチに基づいて、買収前のデュー・デリジェンスの実施、買収直後の検証等が必要とされる。

(4) 有事（賄賂を外国公務員等から要求された場合、現地担当者が賄賂を支払った可能性がある場合）における対応の在り方

- － 法令遵守を徹底するとともに自社への悪影響を最低限にするための行動を迅速に取る必要があるとされる。
- － 対応能力に不足がある子会社においては、親会社が積極的に関与することが有力な選択肢となる。
- － 有事体制には、①事前のルール化、②贈賄行為の可能性が高いと判断される場合には、捜査機関への通報、自首や検察官に対する合意制度適用の申し入れの検討等、に留意することが必要とされる。

(5) 現地機関への相談

- － 賄賂要求があった場合、一企業のみで適切な対応を講じることが困難な場合も多い。
- － 現地日本大使館・領事館に設けられた「日本企業支援窓口」、独立行政法人国際協力機構、現地商工会議所等が適当とされる。

3. 不正競争防止法における処罰対象範囲について

外国公務員贈賄罪の構成要件（第18条第1項）

－「営業上の不正の利益」について

- 通関時など現地政府からの合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払であっても、拒絶が原則。
- 虚偽記録や正規でない承認手続は、不正を推認させる要素になる。
- 純粋な社交や自社商品への理解を深めることが目的である贈答、接待、視察旅費の負担等は必ずしも賄賂とはならない可能性がある。

（例1）現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品提供

（例2）自社工場（日本ないし第三国）の視察に要する一定の経費（視察に付随する合理的かつ相当な範囲の会食、視察の空き時間等を実施する観光等を含む）

- － 刑法第37条に規定する緊急避難に該当する場合には違法性が阻却され、処罰されない。